

契 約 書

社 会 福 祉 法 人 福信会
介護老人福祉施設 麦久保園

_____（以下、「利用者」といいます）と介護老人福祉施設 麦久保園（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う介護老人福祉施設サービスについて、次のとおり契約します。但し、代理人が契約者の場合、利用者の権利義務に関する文言について利用者を代理する。

◎第1条（契約の目的）

事業者は利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、介護老人福祉施設サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

◎第2条（契約期間）

- 1 この契約の期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
 - 2 契約満了日の14日前までに、利用者から事業者に対して、文章により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護者（要介護1～要介護5）と認定された場合、契約は更新されるものとします。
- ※ 要介護1・2の判定が出た場合については、各保険者より特例要件が認められた場合に限り更新されるものとします。

◎第3条（施設サービス計画）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に行わせます。

- 1 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者及びご家族等の意向を踏まえた上で、利用者サービスの目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ利用者サービス計画を作成します。
- 2 必要に応じて施設サービス計画を変更することもあります。
- 3 施設サービス計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用者及びご家族に説明します。

◎第4条（介護老人福祉施設サービスの内容）

- 1 事業者は、施設サービス計画に沿って、利用者に対し介護保険法令の定める必要な援助及び必要に応じた介護保険外のサービス提供をおこないます。また、サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態等に応じて適切なサービスを提供します。
- 2 利用者が、利用できるサービスの種類は【重要事項説明書】のとおりです。事業者は、【重要事項説明書】に定めた内容について利用者及びそのご家族等に説明します。
- 3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には事業者に申し入れる事ができます。

◎第5条（要介護認定の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合もしくは心身の状況に大きな変化が認められた場

合は、要介護認定の区分変更申請を利用者に代わって行います。

◎第6条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、介護老人福祉施設サービスの提供に関する記録を作成する事とし、これをこの契約終了後2年間保管します。
- 2 利用者または契約代理人が必要と認める場合に限り、10時から17時の間に生活相談員に申し出ることで、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 サービス実施記録の複写物の交付を受ける事もできます。

◎第7条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める施設料金表をもとに計算された月毎の合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月の15日までに利用者に通知します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月20日までに重要事項説明書で確認した内容で支払います。但し、支払いに関する費用が発生する場合は利用者負担となります。
（金融機関が休業の場合は翌営業日となります。）
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

◎第8条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して（14日間の予告期間をおいて）文章で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して、30日間の予告期間において文章で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日間以内に支払われない場合。
 - ② 利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合。（重要事項説明書（2）③を参照）
 - ③ 利用者又は代理人が、事業者やサービス従事者または他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの重大な事情を生じさせた場合。
 - ④ やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合。
- 3 利用者が、要介護認定の更新で非該当（自立）または要支援・要介護1・2（特例要件該当除く）と認定された場合この契約は終了します。
＊ この場合、所定の期間の経過をもって退所して頂く事になります。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者他の介護保険施設に入所した場合。
 - ② 利用者が死亡した場合。

◎第9条（退所時の援助）

事業者は、契約が終了し利用者が退所する際には、利用者及びその家族の希望、利用者が退所後におかれる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

◎第 1 0 条（秘密の保持）

- 1 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 個人情報の提供等については、【別紙同意書】によります。

◎第 1 1 条（個人情報の保護）

- 1 利用者の個人情報について、事業者の個人情報保護法に基づき適切に取り扱います。
- 2 個人情報提供等の関する同意書を取り交わします。

◎第 1 2 条（身体拘束について）

- 1 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、ミトン型手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ服）を着せる、車椅子テーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵をかける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体拘束を行いません
- 2 やむを得ない場合は、事業者が設置する人権擁護委員会で協議の上、利用者または代理人の了解を得て身体拘束を行うことがあります。この場合、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明及び同意書」を取り交わすこととします。

◎第 1 3 条（高齢者虐待防止についての責務）

- 1 事業者は、利用者への虐待防止の為、高齢者虐待防止法に基づいた措置を講じます。
- 2 事業者は、従業者による、身体的・心理的・性的・経済的虐待、放棄・放任を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに自治体へ通報します。
- 3 利用者は、従業者に虐待を受けた場合、その旨を自治体に届けることが出来ます。また、届け出た事を理由として不利益な扱いを受けることはありません。

◎第 1 4 条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対しその損害を賠償します。

◎第 1 5 条（連絡義務）

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医療機関に連絡を取る等の必要な処置を行います。

◎第 1 6 条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサー

ビスに関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応します。

◎第 1 7 条（協議事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他の諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議するものとします。

◎第 1 8 条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地在を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書を 2 通作成し、利用者または代理人、事業者が署名捺印の上、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

・事業者

〈事業者名〉 社会福祉法人 福信会 （東京都指定 1374900163）

介護老人福祉施設 麦久保園

〈電話〉 （042）550－2201（代）

〈住所〉 〒197－0802 東京都あきる野市草花2219番地

〈代表者名〉 施設長 窪 島 裕 也

・利用者

〈住所〉

〈氏名〉

・代理人 （利用者との続柄_____）

〈住所〉

〈氏名〉